


# 伊豆の国市(静岡県)

(2005年10月17日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年4月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 <sup>(1)</sup> ：50,062人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 19.2%)	面積 <sup>(3)</sup> ：94.71k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：24人(法定上限30人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：301人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：0.796	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：17,483,600千円		
うち、地方税6,332,768千円、地方交付税2,290,000千円		
合併特例債発行予定額4,000百万円/同限度額19,720百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業6.0%、第二次産業31.9%、第三次産業62.1%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：2005年度地方公共団体定員管理調査。(6)：2005年度地方交付税算定台帳。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧伊豆長岡町	15,233人	19.4%	16.52k m <sup>2</sup>	18人	96人	0.60	76%
旧菰山町	19,410人	18.4%	34.63k m <sup>2</sup>	18人	100人	0.64	74.2%
旧大仁町	15,419人	20.0%	43.56k m <sup>2</sup>	18人	117人	0.84	75.6%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的&lt;⑥行政改革、①合併の大きな流れ、②地方分権推進&gt;</p> <p style="padding-left: 20px;">平成の大合併の流れの中、合併のスケールメリットを活かし、行政の基礎体力を蓄えるとともに、効率的な行財政基盤を確立し、自立的な行政体となるため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと&lt;②住民の理解、⑧事務事業の調整、⑦財産の取扱い&gt;</p> <p style="padding-left: 20px;">&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">住民説明会や広報、ホームページ等を活用し、住民に合併の必要性を理解してもらった。また、行政サービスの調整については、できるかぎり具体的な形で、合併協議会に報告することにした。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等&lt;①首長、②議会・議員&gt;</p> <p style="padding-left: 20px;">&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">まず、町議会議員の有志において、3町合併に向けた取組みが行われ、その後、関係首長及び町議会議長の6者による会談がなされた。そこで、ひとつの方向性が打ち出され、設立準備会(任意協議会)、合併協議会(法定)へと発展していった。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
大仁町において、他の近隣町村と合併協議会設立にむけた準備がなされたが、最終判断として合併協議会への参加を見送った経緯がある。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2003年3月、首長及び町議会議長の6者において、「魅力ある将来」をテーマに合併の先にあるまちづくりについて協議がなされた。この“サミット”を契機として、合併の枠組みにひとつの方向性が出され、合併協議会設立にむけた取組みを行うこととなった。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2003年7月1日～2003年10月21日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各3名、都道府県職員（東部県行政センター所長、県合併支援室長） 計26名
運営上の工夫	任意協議会設立と同時にホームページを立ち上げ、広く情報提供に努めた。また、毎月、協議会広報紙を発行し、住民の合併の意識を高めるよう工夫した。
(6) 法定協議会（設置期間：2003年10月22日～2005年3月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各3名、住民各3名、都道府県職員（東部県行政センター所長、県合併支援室長） 計26名
運営上の工夫	合併特例法の期限まで、時間が限られており、協議の重複を避けるため、任意協議会と法定協議会で委員の構成を同じにした。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 新市の名称、新事務所の位置については、十分な協議が必要であることから、早い時期に小委員会を構成し、協議を進めた。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式)            (②期日)            (③名称)            (④位置)            (⑤財産)
協議開始：	03年10月    03年10月    03年11月    03年11月    04年5月
合意：	03年10月    03年10月    04年3月    04年2月    04年6月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
小委員会で選出された新市名候補について協議を進めたが、合併協議会での協議では決まらず、投票により決した。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
規模的に突出する町がなく、新設合併（対等合併）に議論の余地がなかった。	

<p>&lt;基本項目②「合併の期日」の決定理由&gt;</p> <p>旧合併特例法の期限内であり、合併協議期間を最大限に確保できることから、当初 2005 年 3 月 31 日とした。しかし、特例法の期間延長を受け、年度の区切り、学校の卒業日等の関係を踏まえ再協議を行い、2005 年 4 月 1 日に変更した。</p>	2005 年 4 月 1 日合併
<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;</p> <p>決定手続：公募されたものの中から、小委員会における協議において名称と選定理由を参考に候補を 7 つ選出（票数は小委員会委員にも非公開）し、その中から協議会にて協議し、投票により決定した。</p> <p>選定理由：この地域に昔からある歴史ある名称であるため。</p>	公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・無
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;</p> <p>各町の既存施設の状況を整理し、建築年度、延床面積、交通アクセス等を総合的に勘案し、旧伊豆長岡庁舎を本庁舎とした。実際の配置にあたり、すべての機能を旧伊豆長岡庁舎に集めることはスペース的に難しく、本庁以外にも配置せざるを得なかった。</p> <p>（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）</p> <p>他の 2 町の旧庁舎は、総合支所機能を持たせることとした。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 既存施設 ・ <input type="checkbox"/> 新規建設
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;</p> <p>（新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）</p> <p>正負ともなし。</p>	

(8) 新市建設計画

<p>計画の期間： 10 ヶ年</p> <p>理由 国からの財政支援措置が、合併後概ね 10 年であったことによる。</p>
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;</p> <p>3 町の地域資源調査や住民意識調査を実施し、新市建設計画策定にあたっての参考資料とした。</p>
<p>&lt;関係市町村間での調整が難航した項目&gt;</p> <p>該当なし。</p>
<p>&lt;新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫&gt;</p> <p>地域の財である温泉を活かした健康づくりの実践を新市の将来像に掲げている。また、新市建設計画を作成するうえで、必要以上に合併特例債に依存しないよう、財政計画において圧縮して計上している。</p>
<p>&lt;新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容&gt;</p> <p>新市の将来像は、各町の特色を活かしたものとなっており、各町の総合計画との整合性も担保されている。しかし、具体的な実施計画レベルでの連動はなされていない状況である。</p>

単位：百万円 ( )は%	合併前 (2002 年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2005 年度	2009 年度	2014 年度
歳入合計	18,167	16,048	16,140	16,267
地方税	6,848(37.7)	6,335(39.5)	6,473(40.1)	6,735(41.4)
地方交付税	3,075(16.9)	3,200(19.9)	2,823(17.5)	2,780(17.1)
歳出合計	17,502	16,048	16,140	16,267
人件費	3,213(18.4)	3,077(19.2)	2,926(18.1)	2,686(16.5)
(参考：一般職員数)	(313 人)	(301 人)	(278 人)	(247 人)
公債費	2,310(13.2)	1,862(11.6)	1,668(10.3)	1,674(10.3)
普通建設事業費	3,734(21.3)	2,519(15.7)	3,109(19.3)	3,608(22.2)

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。新しい市域において、土地の利用方法等を総合的に検討する必要がある。来年度から国土利用計画の策定準備をはじめの中で、具体的な検討を進めていく予定である。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等の配布（全 21 号。配布方法：各町広報紙配布にあわせ）</li> <li>・ 住民説明会の開催（延べ 124 回開催、参加人数不明）</li> <li>・ H P の開設（2003 年 8 月開設、月 2 回定期更新、アクセス数 30, 121 回）</li> <li>・ その他（具体的に：各町庁舎及び図書館等における合併協議会の資料の閲覧）</li> </ul>	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：静岡県市町村合併特別交付金 184, 800 千円（2004 年度計） 人的支援：合併協議会に県職員 1 名の派遣（合併協議会事務局次長として） 生活保護事業実施に伴う職員研修と職員 1 名の派遣 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 静岡県発注による 3 町地域資源調査業務委託</li> </ul>	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	8, 000 千円
委託内容	新市まちづくり計画（新市建設計画）の策定支援業務、例規整備支援業務、事務所整備調査業務。

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	行財政改革を進めるといふ考えのもと、安易な特例適用は、住民の理解を得られないと判断したため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2005 年 7 月 19 日まで特例措置を適用）・無
その理由	特例を適用しなければ、農業委員会が設置できず、農業委員会の業務が滞ってしまうため。合併前に合計 41 人の農業委員のうち、互選により在任する委員を 18 人とし、その在任期間を 2005 年 7 月 19 日とした。
(3) 三役	
旧伊豆長岡町	町長、助役は失職、収入役は不在。
旧菫山町	町長、助役、収入役は失職。
旧大仁町	町長は失職後、合併選挙に立候補し当選、助役は失職後、新市の職務執行者、収入役は失職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>合併時 443 名を、10 年で 368 名に削減。 <新規採用の抑制>退職者の 3 分の 1 を新規で補充。
給与の調整	従来から同一の給与表を使用しており調整不要

役職の調整	合併時は、部長、課長、室長及び所長といった管理職のみ役職を設けた。全体における役職の調整は行っていない。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
その理由	合併しても市域は狭く、地域の融和を第一義に考えると、地域審議会等の設置は望ましくないと判断した。地域の課題について住民の意見を聞く諮問機関等の設置については、現在のところ検討していない。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
入湯税	旧伊豆長岡町 50～150 円 旧菰山町 90～150 円 旧大仁町 150 円	2005 年 4 月 1 日から、旧伊豆長岡町の例により統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は当面は旧自治体ごとに従前のおりとする 下水道は負担の低い方に合わせる）		
上水道料金	料金の格差が大きく、調整不能であった。新市において、水道計画を定めたうえで、統一することとなった。	
下水道料金	流域下水道で実施しており、基本的に料金の差異は少なかった。唯一差異のあったのは、下水道温泉水の料金設定であり、これについては、安いほうに統一された。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	水道の新規加入負担金が、金額に大きな差異があり、調整不能であった。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：負担の低い方に合わせる）		
賦課徴収方法	旧伊豆長岡町：保険料 旧菰山町： 保険税 旧大仁町： 保険税	2005 年 4 月 1 日から、保険税方式に統一。
所得割	旧伊豆長岡町：7.8% 旧菰山町： 5.3% 旧大仁町： 5.9%	2005 年 4 月 1 日から、5.3%に統一。
資産割	旧伊豆長岡町：38.0% 旧菰山町： 36.0% 旧大仁町： 37.0%	2005 年 4 月 1 日から、36.0%に統一。
均等割	旧伊豆長岡町：29,400 円 旧菰山町： 23,500 円 旧大仁町： 24,000 円	2005 年 4 月 1 日から、23,500 円に統一。
平等割	旧伊豆長岡町：30,000 円 旧菰山町： 24,000 円 大旧仁町： 24,000 円	2005 年 4 月 1 日から、24,000 円に統一。

(12) 介護保険事業（調整方針：負担の高い方に合わせる）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧伊豆長岡町：2,900円 旧菫山町：2,725円 大旧仁町：2,900円	公平負担の原則にのっとるとともに、次期保険料算定を考慮に入れ、合併時（2005年4月1日）に高い方の34,800円（年額）、5段階方式に統一した。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	3町のうち、2町が共同で処理する協議会を設置しており、1町が協議会に加入という形をとり、その中でシステム統合を進めた。また、戸籍などは、共同で新たに電算化を進めた。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その内容と理由		

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：99百万円/1年間 ※特別職及び議員削減の見込み額のみ。	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（2005年度に準備を進め、2006年度に議決予定）
総合計画	策定作業中（2005、2006年度に策定予定）
(3) 合併による効果	
<p>&lt;⑤行財政の効率化&gt;</p> <p>特別職、一般職、市議会議員の削減による歳出の抑制が、今現在、最も大きな合併効果といえる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p>&lt;①役場が遠くなり不便になる&gt;</p> <p>合併しても市域は、他市に比較してそれほど大きくなったわけではないが、住民意識を考慮して、旧3町役場に支所を設置した。</p>	
<p>&lt;⑧合併の効果が見えてこない&gt;</p> <p>この3町は、合併前から公共施設の相互利用や合同による生涯学習教育など、積極的な展開を行っており、目に見える合併のメリットが表れにくくなっている。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併協議においても、「サービスは高く、負担は低く」という理念のもとに各種行政サービスの調整が進められてきた。しかしながら、類似サービスの整理や、事業の目的等の整理がなされなかったため、行政サービスが肥大化し、合併効果が表れていない。今後、行財政改革を進めるうえで、合併の協議結果との矛盾を指摘される恐れがある。</p>	